

「(仮称)相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例(案)」 に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

市では、生物多様性に配慮した緑地の保全及び緑化の推進並びに市域特有の水辺環境及び里地里山等の保全、再生又は活用について、基本理念、責務を定めるとともに、協働による保全等を効果的に促進するために必要な事項を定めることにより、良好な自然環境の形成並びに緑地、水辺環境、里地里山等の有する機能の持続可能な利用を図り、もって安らぎと潤いのある人と自然が共生するまちづくりに寄与することを目的とした新しい条例の制定を予定しております。

この度、条例を制定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、2人の方から3件のご意見をいただき、お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見につきましては、水辺環境について広く定義付けすべきといった内容や、生物多様性に関する具体的な目標の設定について検討すべきといった内容のご意見があったことから、一部の意見を反映し、条例案を一部修正するとともに、今後の取組に生かしてまいります。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和元年6月24日(月) ~ 令和元年7月23日(火)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、水みどり環境課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		2人(3)件
内	直接持参	0人(0)件
	郵送	0人(0)件
訳	ファクス	0人(0)件
	電子メール	2人(3)件

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：条例案に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
総則	2	1	1		
活動支援及び普及啓発等	1			1	
合計	3	1	1	1	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

連番	意見の趣旨	市の考え方	区分
総則			
1	水辺環境は、ホタル以外にも生物多様性の保全等に寄与するものであるため、広い視野で捉えられるよう改められたい。	<p>本市では、ホタルが生息する水辺環境を特徴的な地域として捉えて保全を図っており、他の水辺環境との違いを明確にする表現とさせていただきます。</p> <p>P2「2 定義」 ク ホタル舞う水辺環境</p> <p>なお、生物多様性の概念は、様々な自然環境の保全と直結するものであることから、有識者や保全団体等で構成する「相模原市水とみどりの審議会」等の意見を踏まえ、「10 生物多様性の保全等」としての規定を設けているほか、「相模原市水とみどりの基本計画」において、生物多様性の保全に寄与する区域に関する取組を定め、幅広く生物多様性の保全できるよう検討してまいります。</p>	ア
2	生物多様性に関する定量・定性的な目標を設定して具体的な成果を示すことが肝要であり、市域を各地域に分け、地域ごとの目標設定や施策展開してはどうか。	生物多様性に関する目標設定等につきましては、「相模原市水とみどりの基本計画」等の計画において、地域や施策の特性に応じた目標設定等を検討してまいります。	イ
活動支援及び普及啓発等			
1	各団体や市民の横のつながりを促進、活性化させることも謳うべき。	団体や市民との連携につきましては、「24 普及啓発等」の(3)において規定しております。	